緑と観光のジョイグループ利用料金減免規定

第１条　指定管理者の事業で実施するレンタサイクルに対し、次に掲げる者については、別記様式での申請により利用料金を免除することができることとする。
ア　特別支援学校の児童及び生徒並びにこれらの引率者
イ　児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 7 条第 1 項に規定する児童福祉施設に入所し、又は通園している少年及びその引率者
ウ　身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 15 条第 4 項の規定による身体障害者手帳の交付を受けている者及びその引率者
エ　生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）による保護を受けている者
オ　児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター若しくは障害者職業センターの長又は精神保健指定医により知的障害者と判定された者及びその引率者
カ　精神保健福祉センターの長、精神保健指定医又は精神科を標ぼうする医師により精神障害者（知的障害者を除く。）と判定された者及びその引率者
キ　老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 5 条の 3 に規定する老人福祉施設に入所している者及びその引率者
ク　65 歳以上の者
ケ　その他指定管理者がアからクまでに掲げる者に準ずる者と認めるもの
（２）　前号に掲げるもののほか、管理者が特別な理由があると認める場合は、利用料金を減免することができることとする。

（原状回復の義務）
第２条　利用者は、その利用が終了したときは、使用した施設設備を原状に回復しなければならない。公序良俗に反する場合は利用の承認を取り消され、又はその利用を制限されたときも同様とする。

附　則
この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

別記様式

（使用料減免申請書）

別記様式

北海道立オホーツク流氷公園レンタサイクル

使 用 料 減 免 申 請 書

北海道立オホーツク流氷公園　　令和　　年　　月　　日

緑と観光のジョイグループ

代表者

株式会社　　〒　　－

紋別観光振興公社　様　　申請者　住所

（団体名）

（代表者）　氏名　　印

電話　　－　　－

携帯　　－　　－

次のとおり使用料金の減免（免除）を受けたいので申請します。

使用目的	観光 ・ レクリエーション ・ 研修 その他 （　　）	利用台・者数（うち減免対象者数） 台 人　（　　人）	
使用施設又は物件	**自 転 車**		
使 用 日	令和　　年　　月　　日（　　曜日）	利用時間	時　　分
使用時間	開始時刻　　時　　分　返却時刻　　時　　分		
減免（免除）を受けようとする理由			

※　これより以下は、公園記入欄　　**※身障手帳等の「写し」が必要**

減免（免除）額 円	減免額の算定基礎 管理規則第5条　(1)　台　×　時間　＝　円	基本利用料金：1台につき　500円	
	管理規則第5条　(2)　当該児童等　人 ・ その他引率等　人 台　（　円）		
確 認 者 （ 担当者 ）		減免基準	(1) ア 特別支援学校　イ 児童施設少年、ウ 身障、エ 生保、オ 知的　カ 精神、キ 老福施設入所、ク 65歳以上、ケ その他　(2) 特別

上記減免（免除）してよろしいか。

決裁	所長	係長	係